

広 告 掲 載 仕 様 書

◆印刷物について

名 称	ご遺族のための手続きガイド 福岡市中央区版 令和8年度
規 格	A4 判 36 ページ(うち広告 10 ページ)
紙 質	上質紙90kg
カラー	フルカラー
発行部数	1,900 部
発行頻度	年 1 回
発行日	令和8年 7 月 1 日
配付期間	令和8年 7 月 1 日～令和9年 6 月 30 日
配付対象者	中央区内に住所がある人の死亡届の届出者及び遺族
配付エリア	中央区内
配付方法	1.中央区内に住所がある人の死亡届提出時に届出者へ配付。 2.中央区市民課に設置している「ご遺族サポート窓口」の相談者へ配付。 3.福岡市 HP に電子データ(広告ページを除く)を掲載。 4.福岡市 HP に落札者が用意した電子カタログページのリンク設置(広告ページ含む)。
内 容	別添「ご遺族のための手続きガイド 福岡市中央区版 令和8年度」仕様書のとおり
セールス ポイント	死亡に伴う様々な手続(申請・届出)に必要なものをまとめている。
発行元	中央区市民部市民課

【参考】表紙画像(令和7年7月発行分)



◆広告掲載要件

※ 福岡市広告事業実施要綱及び同実施要領を遵守して下さい。

※ 広告掲載枠は 1 枠 A4 サイズ、後ろ寄せ(うち、1 枠表紙裏)、10 ページまでにして下さい。

※ 広告掲載内容について事前に審査を行うため、「福岡市広告事業実施要領」に基づき「広告掲載承認願兼検査調書」の提出が必要です。

◆申込について

申込対象	広告代理店
申込方法	・申込書に押印の上、下記まで郵送又は持参して下さい。 ・市登録業者の方は、登録番号を記入してください。市登録業者の方は、添付書類の提出は不要です。 ・市登録業者以外の方は、添付書類として、印鑑証明書(提出日前 3 か月以内に発行された原本)、会社の商業登記簿謄本(提出日前 3 か月以内に発行された原本)、会社概要、直近の決算書、別添の調査同意書を同時に提出してください。ただし、今年度中に本市が行った他の広告公募にお申し込みの際に提出済みの場合は、添付書類の再提出は不要です。 ※市登録業者以外の方で、市内に本店又は支店、営業所等を有していない場合は、所在地市区町村発行の証明書で、直近 2 年分の市町村税の滞納がないことが確認できるもの(提出日前 3 か月以内に発行された原本)もあわせて提出してください。 ア直接持参の場合 下記申込先に、直接持参して下さい。 イ郵送の場合 (1)郵送は、配達記録が残るよう次の方法により行ってください。 i 郵便局による一般書留、簡易書留又はレターパックプラス(レターパックライトは不可) ii 総務省の認可を受けた信書便事業者が行う信書便で、かつ本局の受領印又は署名により確実に届いたことが証明できるもの (2)応募書類を封入する封筒には、案件名及び「応募書類等在中」の旨を朱書きして下さい。 ※電子メールでの提出はできません。
申込締切	ア 直接持参の場合: 令和7年 10 月 24 日(金) 15 時 イ 郵送の場合 : 令和7年 10 月 23 日(木) <必着>
広告料金	最低予定価格: 設定なし 広告料金は、広告代理店から市にお支払いいただく金額(税込)で、制作費などは含まれません。 支払予定時期: 令和8年7月頃
選定基準	0 円での入札もできますが、原則として、最も高い広告料金をご提示いただいた広告代理店を選定します。 複数の代理店より最も高い希望広告料をご提示いただいた場合、くじにより選定します。くじを行う日時は対象者へ別途お知らせします。

申込先	財政局財産有効活用部財産活用課 担当:中島 〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1 10 階 TEL 092-711-4579 / FAX 092-711-4833 E メール zaisankatsuyou.FB@city.fukuoka.lg.jp
媒体に関する 問合せ先	中央区市民部市民課 担当:藤盛、久江 〒810-8622 福岡市中央区大名 2-5-31 TEL 092-718-1023 / FAX 092-733-4840 E メール shimin.CWO@city.fukuoka.lg.jp